

公立大学法人山梨県立大学
規程管理システム構築運用保守業務委託に係る一般競争入札の公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、公立大学法人山梨県立大学契約事務取扱規程（平成２２年 法人５１０４号。以下「規程」という。）第４条の規定により公告します。

令和７年８月１８日
公立大学法人山梨県立大学
理事長 早川 正幸

１ 一般競争入札に付する事項

（１）名称及び数量

公立大学法人山梨県立大学規程管理システム構築運用保守業務委託 一式

（２）仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

（３）委託期間

①システム初期構築

契約の日～令和８年３月３１日（マニュアル納入及び導入支援実施含む）

②システム運用保守

令和８年４月１日～令和１１年３月３１日

（４）納入場所

公立大学法人山梨県立大学

２ 参加資格

- （１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （２）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき民事再生手続開始の申し立てがなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- （３）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- （４）物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和３年３月８日山梨県告示第６７号）に規定する山梨県物品等入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- （５）この公告の日から入札の日までの間に公立大学法人山梨県立大学物品購入等契約に係る取引停止等措置要項（平成２２年 法人第５１０５－１号）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- （６）この公告に示した業務を確実に履行できると契約担当者が判断した者であること。
- （７）過去５年以内に、国公立大学（国公立短期大学を含む）の規程管理システムの構築運用保守を３校以上行った実績を有するものであること。
- （８）システム稼働後の運用及び迅速なメンテナンスを行える者であること。

３ 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号400-0035 山梨県甲府市飯田5丁目11番1号

公立大学法人山梨県立大学 経営企画課 電話番号055-224-5310

Email keieikikaku@yamanashi-ken.ac.jp

- (2) 入札説明書の交付方法

この公告の日から令和7年8月29日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、入札を希望する者の申出に応じて、電子メールにて配布する。

- (3) 入札説明会

実施しない。

- (4) 一般競争入札参加表明書の提出方法

この公告の日から令和7年9月4日（木）午後5時までに、3の（1）に持参又は郵送すること。持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとなる。また郵送の場合は、令和7年9月4日（木）午後5時までに必着とする。

- (5) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年9月10日（水） 午後1時30分

公立大学法人山梨県立大学飯田キャンパスA館 中会議室

- (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他規程第10条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (8) 落札者の決定方法

規程第5条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除

- (3) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規程第26条各号に該当する者は、これを免除する。

- (4) 契約書作成の要否

要

(5) 損害賠償

落札者が契約を結ばない場合は、落札者が損害賠償金を支払うものとする。その金額は、当該落札者が積算した契約金額の100分の5とし、速やかに納付すること。

(6) 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、規程第23条に基づく長期継続契約である。翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。